



キンメダイの資源管理について

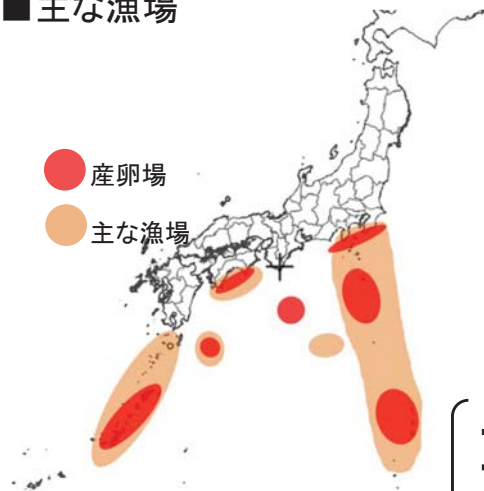
平成31年3月
水産庁

1. キンメダイの分布・生態・成長について

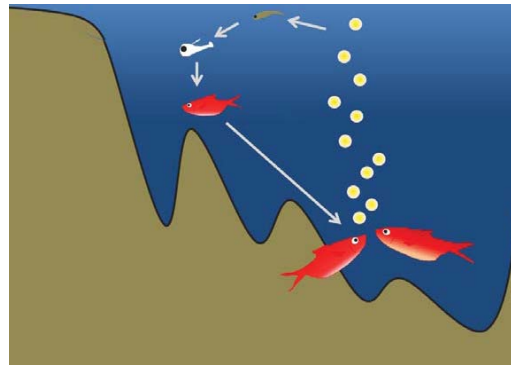
1-1. キンメダイの分布・生態について

- ・我が国の主な分布域は、九州南方から北海道南部に至る太平洋沿岸、小笠原諸島
- ・産卵場は、房総、相模湾、伊豆諸島、四国、九州及び小笠原等。
- ・稚仔魚は黒潮に乗って運ばれ、表中層での浮遊生活後、成長とともに徐々に深く潜って海山等の海底付近で生活。その後はほとんどがそのまま滞留。

■主な漁場



■生活史について＜イメージ＞

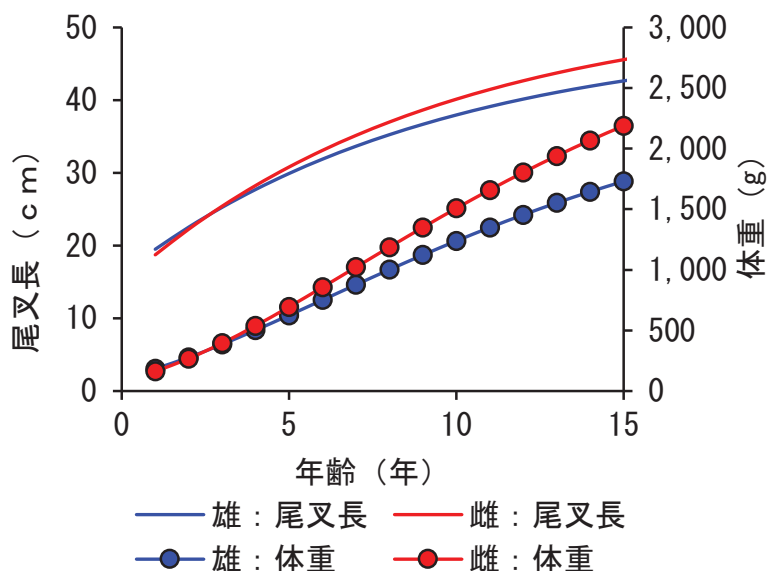


- ・沿岸部（島回りの浅場）に加入
- ・成長に伴い徐々に深い水深帯で生息（太平洋側では南下）
- ・その後は、多くはそのまま滞留。
- ・ごく一部が伊豆諸島⇄高知沖⇄南西諸島など漁場間で移動する

2

1-2. キンメダイの成長について

- ・成熟開始年齢は4～5歳（尾叉長28～32cm）、成熟率は約半分程度と推定されるが、魚体がまだ小さいことから抱卵量も多くはないものと考えられる。
- ・寿命は26歳以上（長寿命）。
- ・餌は、魚類、エビ類、イカ類、大型プランクトン。



1歳: 19cm 0.2kg

2歳: 23cm 0.3kg

3歳: 25cm 0.4kg

4歳: 28cm 0.5kg

5歳: 30cm 0.7kg

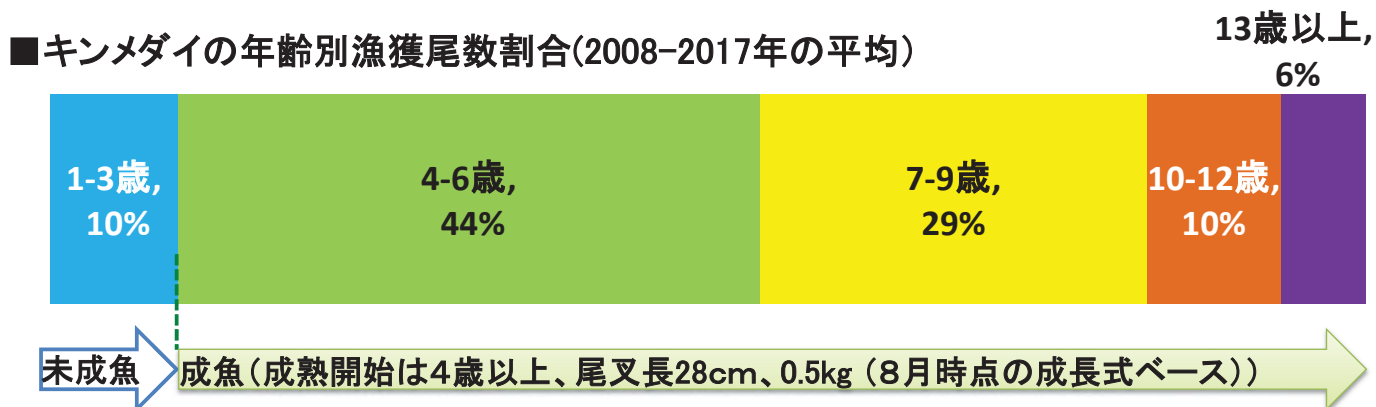
10歳: 39cm 1.2-1.5kg

未成魚
成魚

1歳以上は8月時点の成長式によるもの

1-3. キンメダイの年齢別漁獲状況について

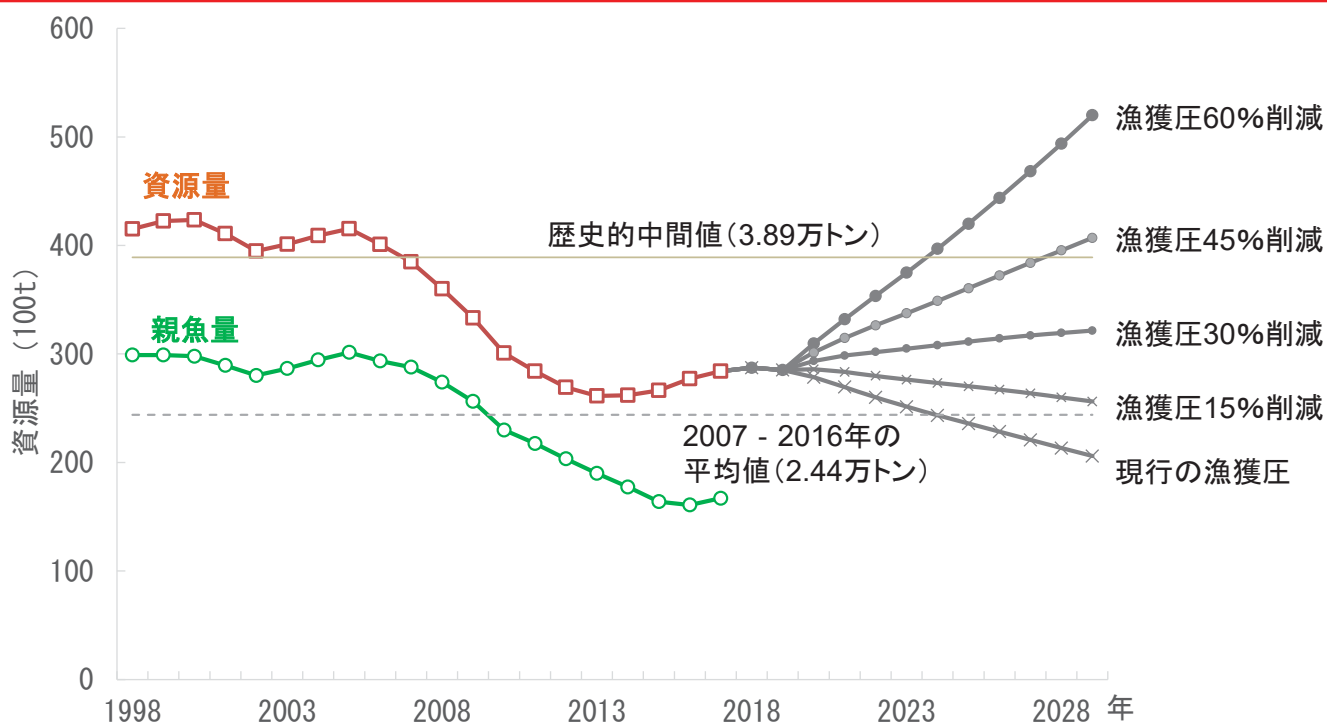
- ・キンメダイは、未成魚である1-3歳の漁獲は約1割程度。
- ・成魚（成熟開始年齢の4歳以上）のうち、4-10歳は73%、10歳以上は16%。



4

1-4. 将来予測の結果

- ・資源の回復のためには、漁獲圧を30%以上削減することが必要。



5

2. これまでの取組等について

ここで示す資源状況は、2018年の資源評価に基づき整理したものであり、定性的な傾向を示しています。

6

2-1. 現行の取組み状況①

○キンメダイ資源を持続的に利用するためには、漁獲圧を下げ、漁獲死亡を減らす取組みが重要。

○一都三県の漁業者等による現在の取組み

【関連漁業種類】

- ・ 立縄漁業（自由漁業）
- ・ 底立てはえ縄漁業（知事許可漁業（東京都、静岡県））
- ・ 底刺し網（太平洋広調委承認漁業）

【取組内容】

- ・ 関係漁業者の合意の下で、漁獲努力量の削減措置に取組み、各海域できめ細かい措置を機動的に実施。



2-2. 具体的な取組内容

○立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	○各地の事情に応じて次の取組を組合せて実施。 ・小型魚の再放流 ・漁具・漁法の制限 ・休漁日・休漁期間の設定 ・操業規制区域の設定 ・使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島、利島、新島(含式根島)、神津島、御蔵島・イナンバ、三宅島、八丈島(含青ヶ島)の周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

○底刺し網漁業

(1) 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、第1紀南海山、第2紀南海山、駒橋海山、駒橋 第2海山において、11月1日から翌3月31日までの間において、1ヶ月間の休漁を実施。

(2) 小型魚の保護(全長制限)

小型魚育成のため、全長28cm未満のキンメダイは水揚げをしない。

(3) 漁具の制限

操業に当たっては内径で120mm以上の網目を有する漁具を使用。漁具の長さは一連につき600m以内とし、1回の操業において投網できる連数は5連までとする。

8

2-3. 漁業者代表者部会からの提案内容

- 漁獲努力量3割減
または、3割減に相当する代替措置(鉤数削減など)
- 三本西における一都三県の休漁日設定
(ただし、三本西での操業日数が少ない場合は休漁相当の代替措置)

- 三本西における休漁日の設定については引き続き検討
- 漁獲努力量の削減については、実施可能な代替措置の提案も含めて検討

→平成30年2月の資源管理実践推進協議会において、静岡県では土曜日休漁実施に向けて調整中であることが報告された。

3. 参考資料

10

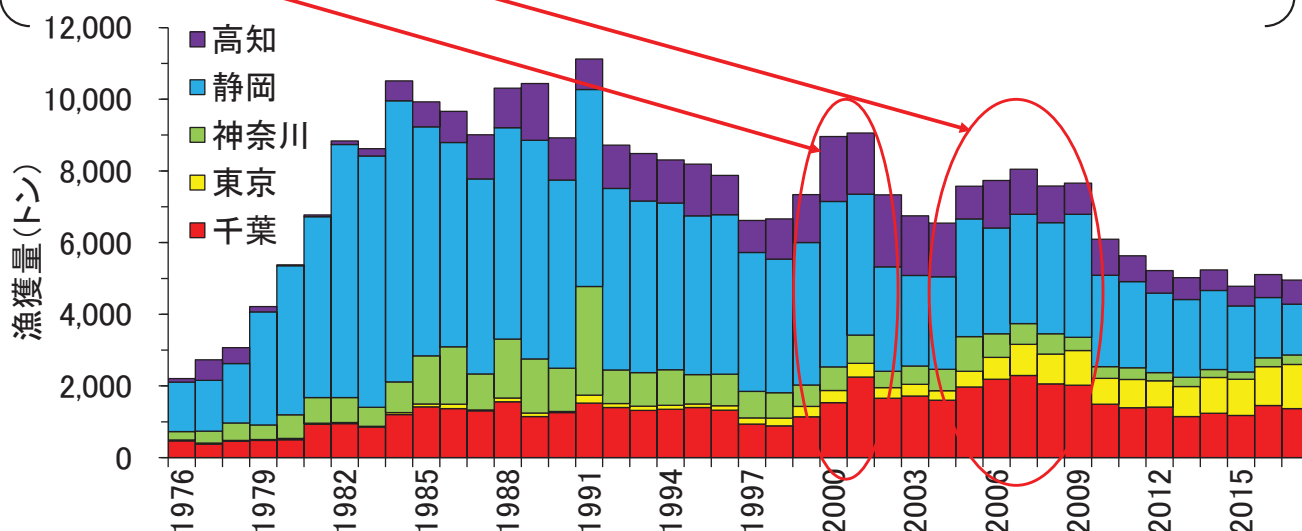
キンメダイの漁獲動向について

・ 1都4県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県及び高知県）の漁獲動向は、2005年から2009年まで7千トン台で安定していたが、その後減少傾向で2017年は4,280トン。

○漁獲量の変動

全体の漁獲量は減少傾向

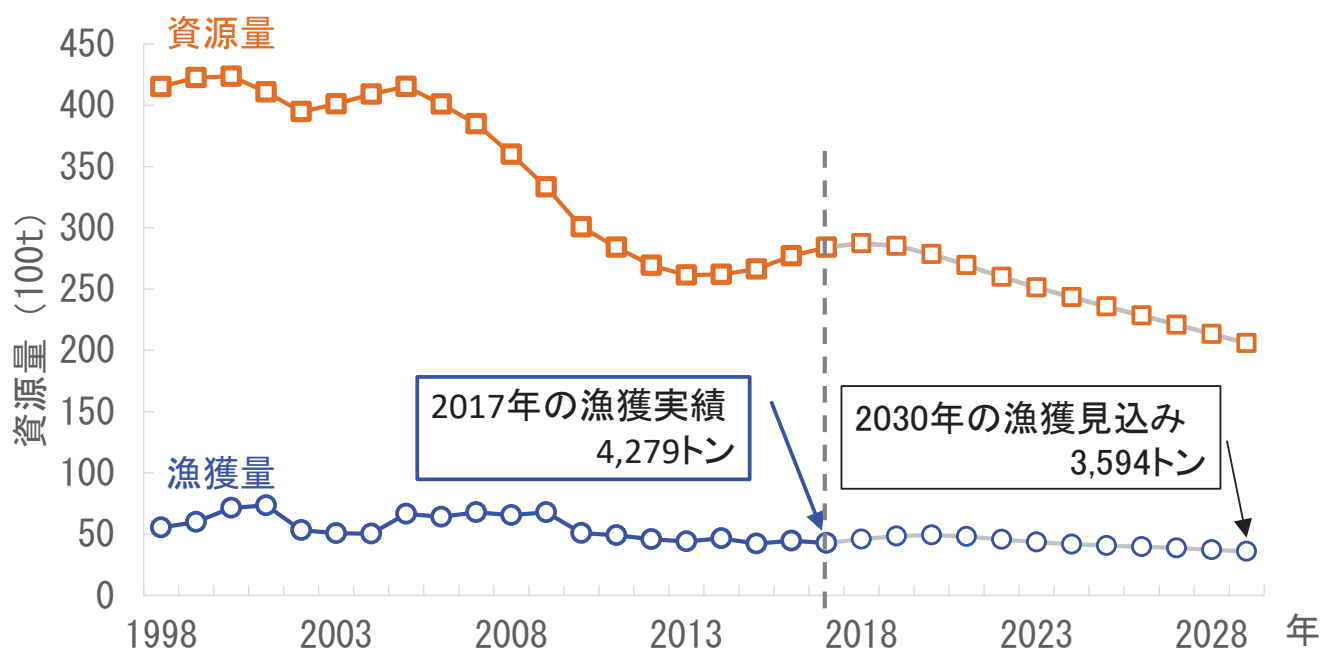
2000～2001年、2005～2007年の短期的な漁獲量増は卓越年級に由来すると考えられる。



11

現在の漁獲を継続した場合の今後の見込み

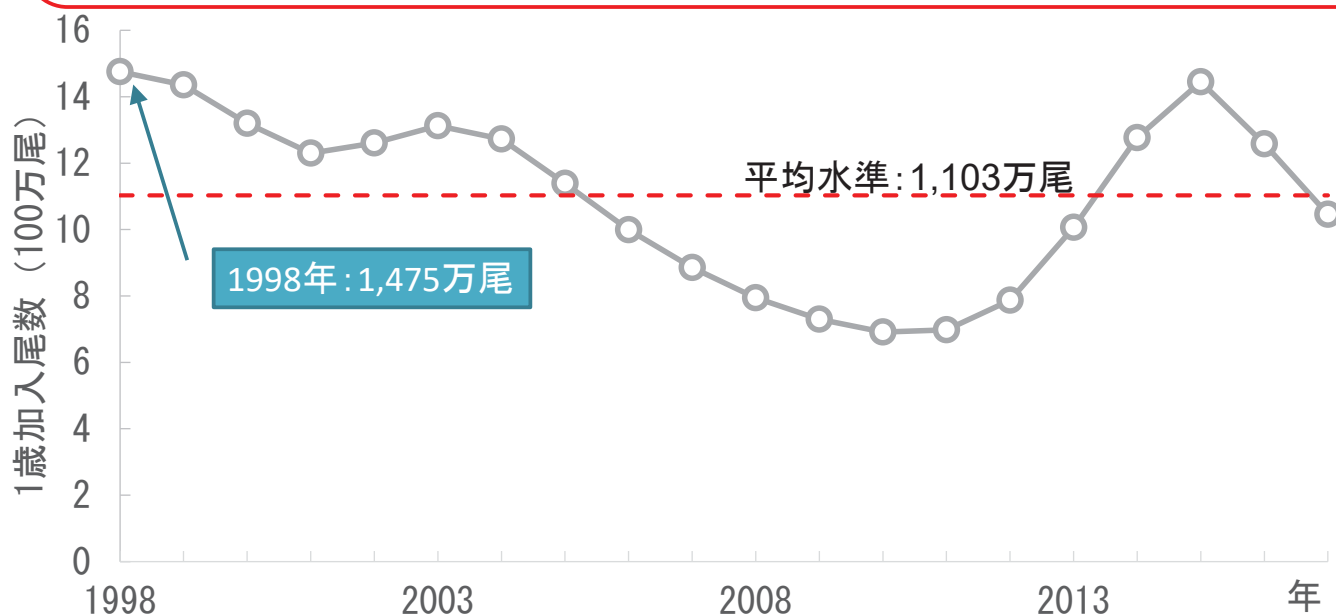
- ・ 海洋環境が変わらなければ、資源量は10年後、約1.68万トンまで減少する見込み。



12

1歳魚の加入尾数の状況について

- ・ 2016年の1歳魚の加入尾数は約897万尾で、これまでの平均水準（約1,103万尾）よりも低迷している。
- ・ キンメダイは長寿命であり、一人前になり魚体も大きくなる10歳前後まで、いかに生き残らせていくかがポイント。



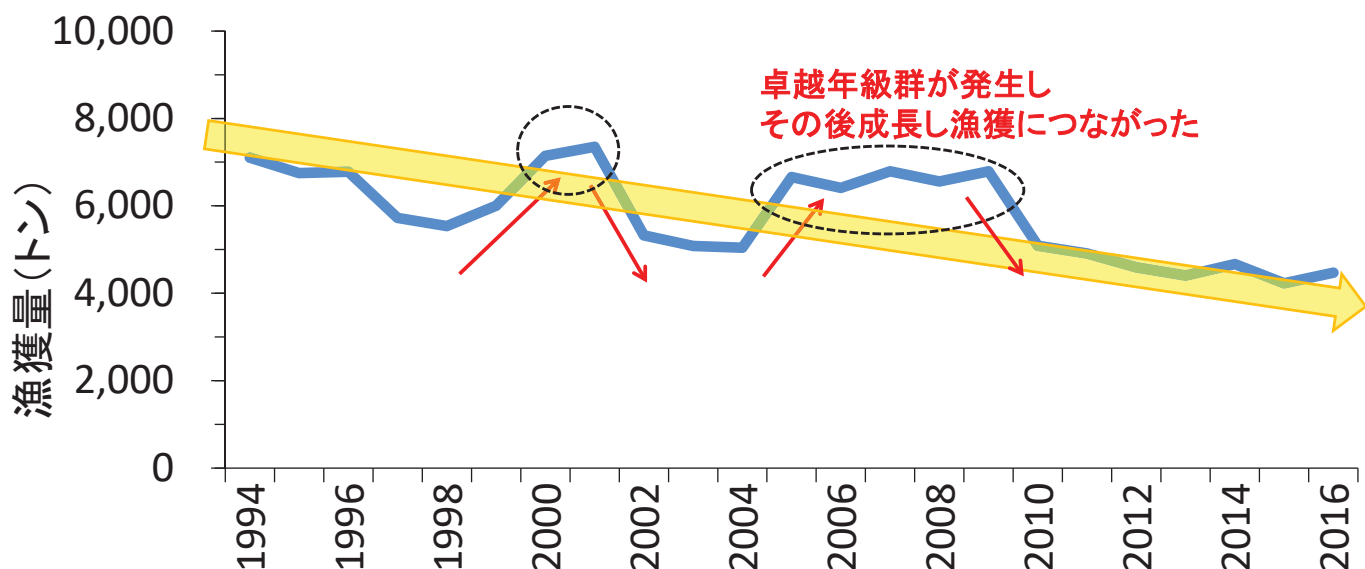
13

これまでの漁獲動向から言えること……

・これまでの漁獲量の一時的な回復は、卓越的に子どもの発生がよい時期があり、これに資源が支えられ、一旦良くなってもすぐに減少傾向に戻ってしまい、これの繰り返しではないかと予想される。

(※キンメダイは4歳から成熟するが、一人前になるのは魚体も大きくなる10歳前後)

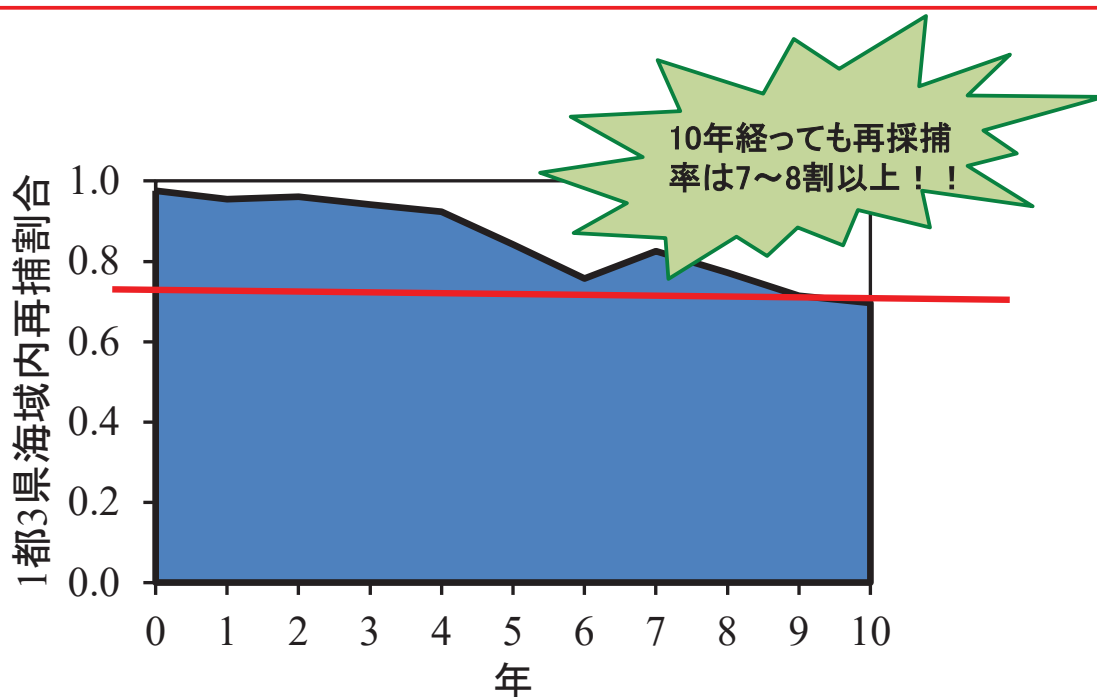
■ 1都4県の漁獲量の推移(単位:トン)



14

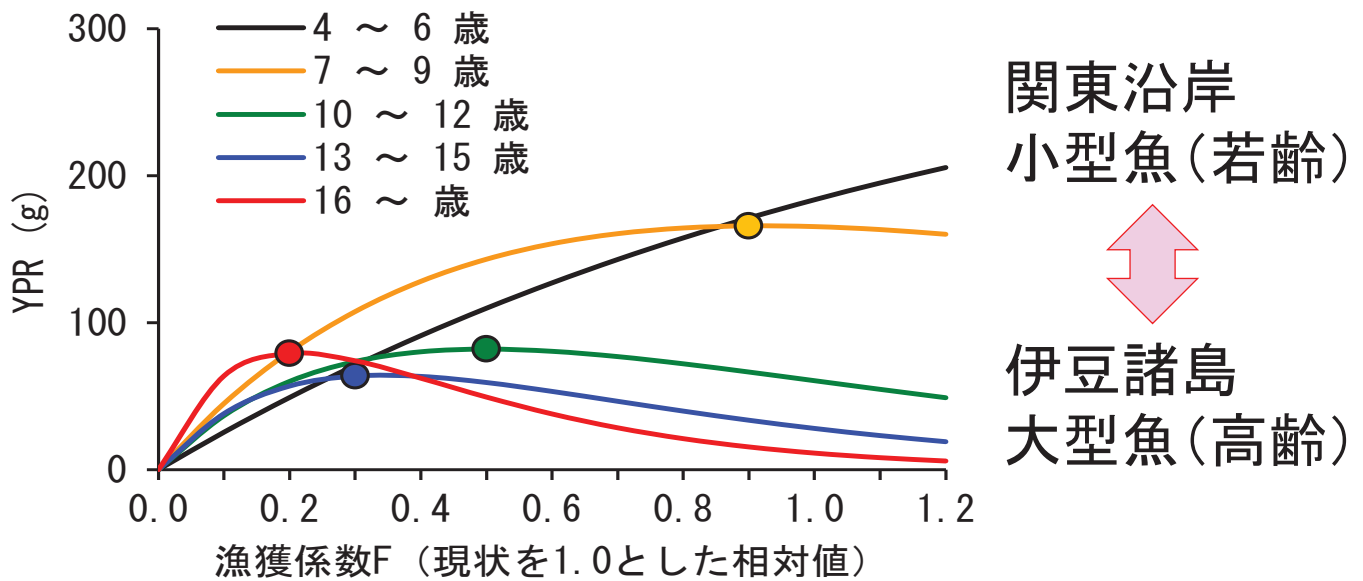
キンメダイの放流場所と採捕場所の関係①

・一都三県海域内での再採捕率は、放流後10年経過しても7～8割以上。



15

年齢に関する管理方策

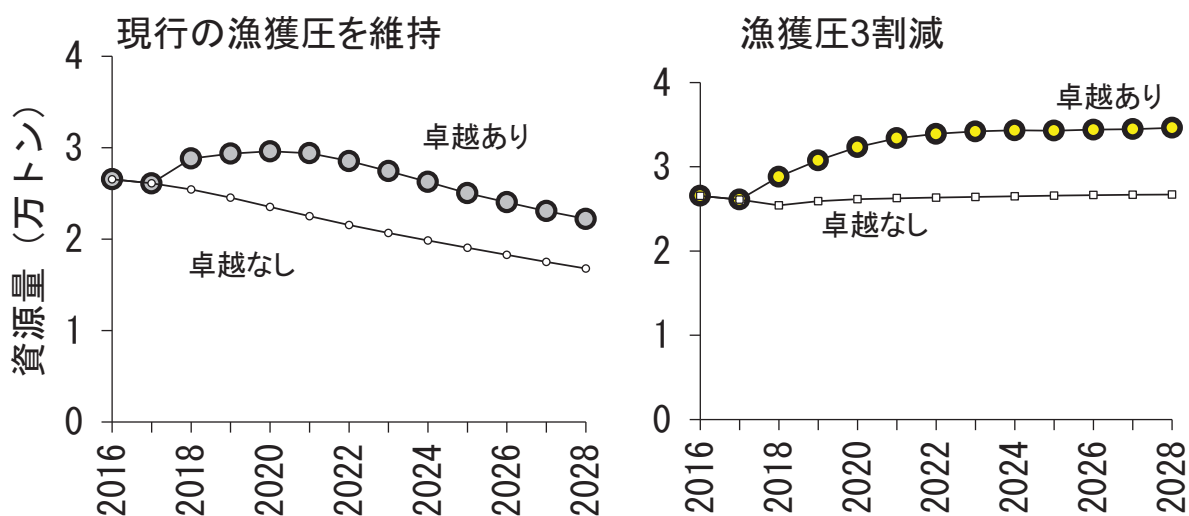


1~15歳以上と幅広い年齢を漁獲している
どの年齢(サイズ)の漁獲を最大化するかにより
最適な漁獲圧は異なる

16

卓越年級群の有効利用

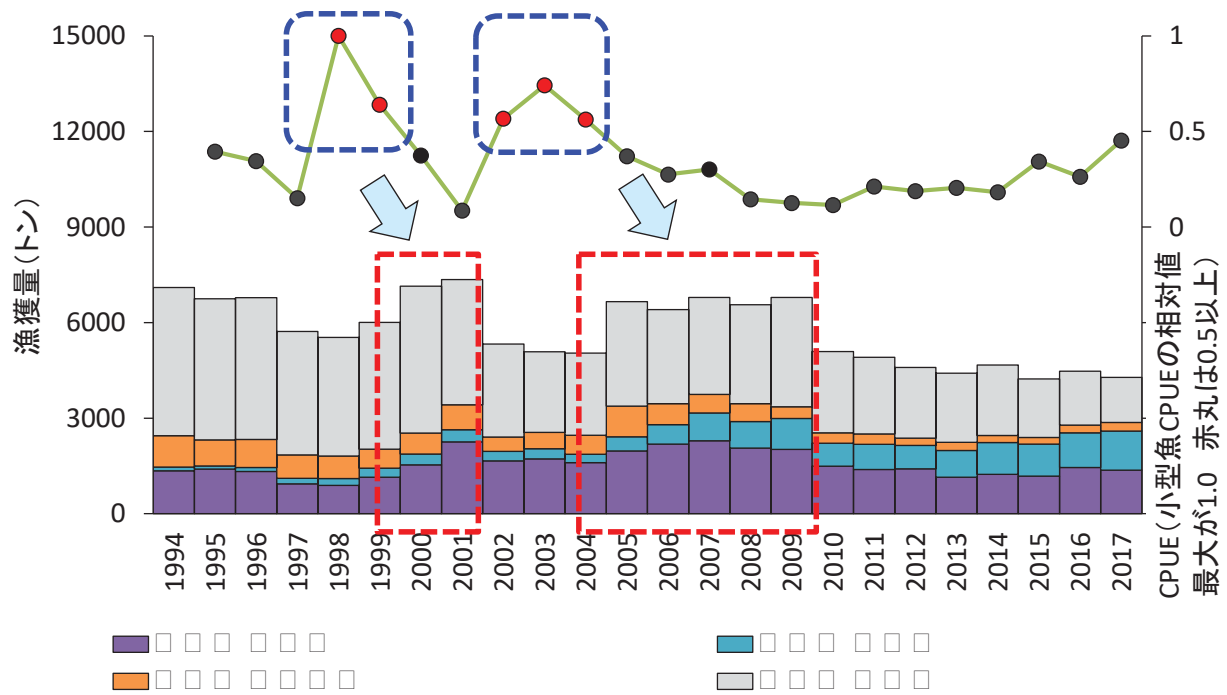
2018年に卓越が発生したと想定した場合



- 卓越年級が出現した際に漁獲圧を下げると長期的に豊漁が期待できる

17

高水準の加入と漁獲量



近年低調→漁獲も低調

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十一号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれています。これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

このため、キンメダイ資源の管理・回復を図るためEEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年8月26日農林水産省令第54号）第3条に基づく太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記(1)の規制海域において、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間で、下記(2)のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

(1) 規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、特定大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第二十八号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



金目鯛漁業に関する底刺し網漁業者と底立はえ縄漁業者の合意（概要）

○趣 旨

伊豆諸島周辺水域及び伊豆諸島西部の我が国排他的経済的水域で周囲を囲まれた公海における金目鯛漁業について、資源保護と漁場利用秩序の確保、漁場環境の保全等を図り、金目鯛漁業の存続と発展に資するもの。

○協定の締結者

全国金目鯛漁業者協会、全国底立はえ縄漁業者協会
きんめだい底刺し網漁業者

○合意年月

平成14年11月

○主な内容

伊豆諸島周辺海域及び伊豆諸島西部の公海海域において、海域や期間等を制限した操業等のルールが合意されている。

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十一号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

平成三十一年三月六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 名

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業(漁業法第六十五条若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条の規定に基づく規則の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業又は漁業権若しくは入漁権に基づいて営む漁業を除く。)

2 操業の承認

規制海域において平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記

様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十一年三月六日から平成三十二年五月三十一日までとする。

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長 印				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領(案)

平成31年3月6日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第三十一号（以下「指示31号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第二十八号（以下「指示28号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示28号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、委員会により指示28号に基づく承認を取消され、その取消しの日から1年を経過しない者。

4 承認の申請

指示31号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、平成31年4月26日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、様式第8号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示31号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第四項で準用する同法第六十七条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
印鑑証明書	○	○	○	○	○	○
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続関係図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 代表者選定届は、別紙様式第3号によること。
4. 年間操業計画書は、別紙様式第4号によること。
5. 廃業届は、別紙様式第5号によること。
6. 紛失届は、別紙様式第6号によること。
7. 相続同意書は、別紙様式第7号によること。
8. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本及び印鑑証明書は、証明後3ヶ月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

（１）船名

（２）漁船登録番号

（３）船舶総トン数

（４）使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）

（５）通信機器の種類

（６）電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。
2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
3. 電波機器は、レーダー、ロラン、GPS等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 漁船登録番号 | |
| 2 | 船 名 | |
| 3 | 船舶総トン数 | |
| 4 | 使用権の種類 | 使用貸借権 |
| | | 賃借権（賃借料）（月 円也） |
| 5 | 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格A4にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

代 表 者 選 定 届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格A4とする。

年間操業計画書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

船名： 丸（漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃業届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格A4とする。

紛 失 届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

別紙様式第 7 号

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所
氏名又は名称

印

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会 長 殿 住 所 氏名又は名称	船 名			報告年月 日					
	総トン数			報告取扱 責任者	氏名	①印			
	所持した 漁具の数 量			船 長	氏名	①印			
				漁業根拠 地					
	冷凍能力	トン／日		漁獲物等 陸揚港					
出入港月 日	年 月 日 出 港	航海 日数	日						
	年 月 日 入 港	操業 日数	日						
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	

〔備考〕

1. 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。
2. 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。